

徳島県告示第五百九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年十二月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社Bridge	高知市新屋敷二丁目九番二号	えん訪問看護ステーション徳島	徳島市佐古七番町三一二五	訪問看護	令和六年十二月一日
株式会社ケーズウィクス	吉野川市山川町堤外五番地一七	あるくアンサンブル	吉野川市山川町堤外五番地一七	通所介護	同
S・M・S株式会社	徳島市昭和町三丁目三二番地	デイサービスセンター夢屋	徳島市籠屋町二丁目八番地	同	同
有限会社タオカ	三好市池田町マチ二一九七番地の二	介護付有料老人ホームメゾン阿波池田	三好市池田町シマ七一七番地一	特定施設入居者生活介護	同